

# 屋外広告物のてびき

令和3年1月

八尾市

## 目 次

1	屋外広告物とは	1
2	屋外広告物を出す前の確認事項	2
3	禁止区域（屋外広告物を掲出できない場所）	3
4	禁止物件（屋外広告物を掲出できない物件）	4
5	禁止広告物（掲出が禁止されている屋外広告物）	4
6	許可申請等の手続き	5
7	許可申請手数料と許可の期間	7
8	許可基準	8
9	表示方法等の制限区域	8
10	表示制限物件（電柱や停留所標識を利用する広告物）	12
11	維持管理・点検	13
12	その他関係法令	14
13	規制を受けない広告物	15
14	公共施設等への屋外広告物の表示・掲出	16
15	その他の注意事項	17
16	屋外広告業の登録等	18
17	屋外広告業の特例届出	19
	屋外広告物に関する問い合わせ先	20



## 1 屋外広告物とは

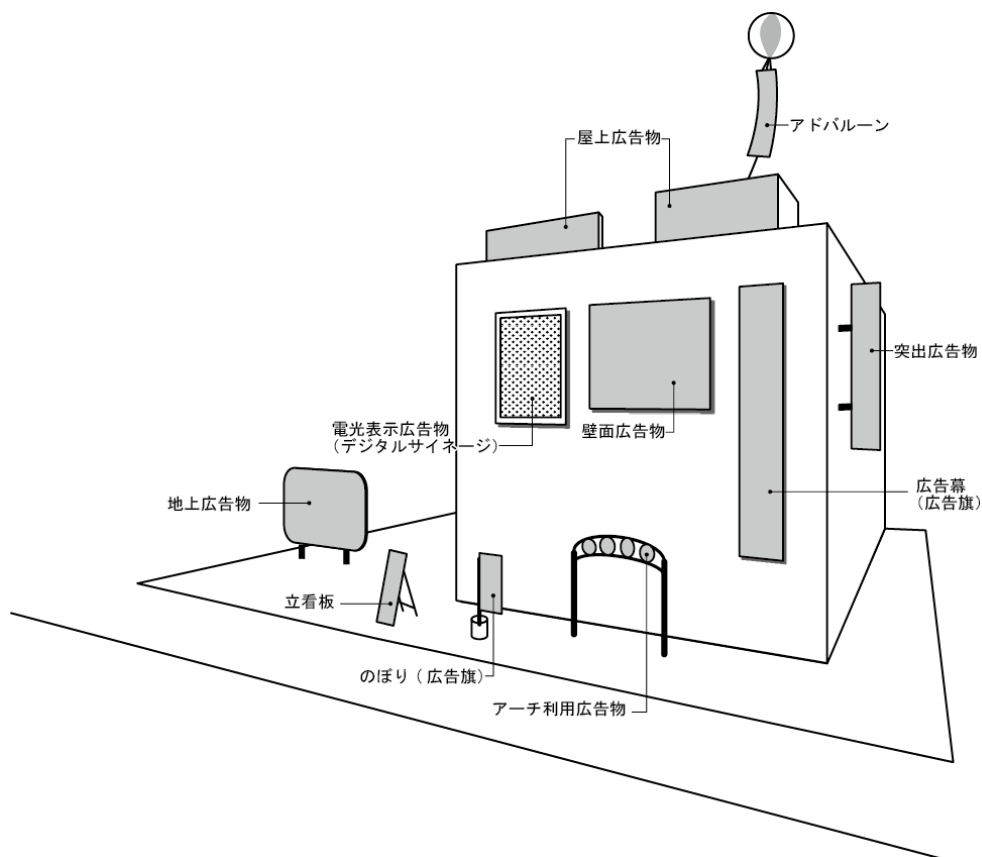
常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示、設置される看板、立看板、はり紙、広告塔、広告板、広告幕などの広告物をいいます。

このなかには商業広告など営利目的のものはもちろん、個人の名前や事務所・営業所名の表示、各種の行事、催物、集会等の案内など公衆に宣伝、広報するものも含まれます。

ただし、次のようなものは屋外広告物に該当しません。

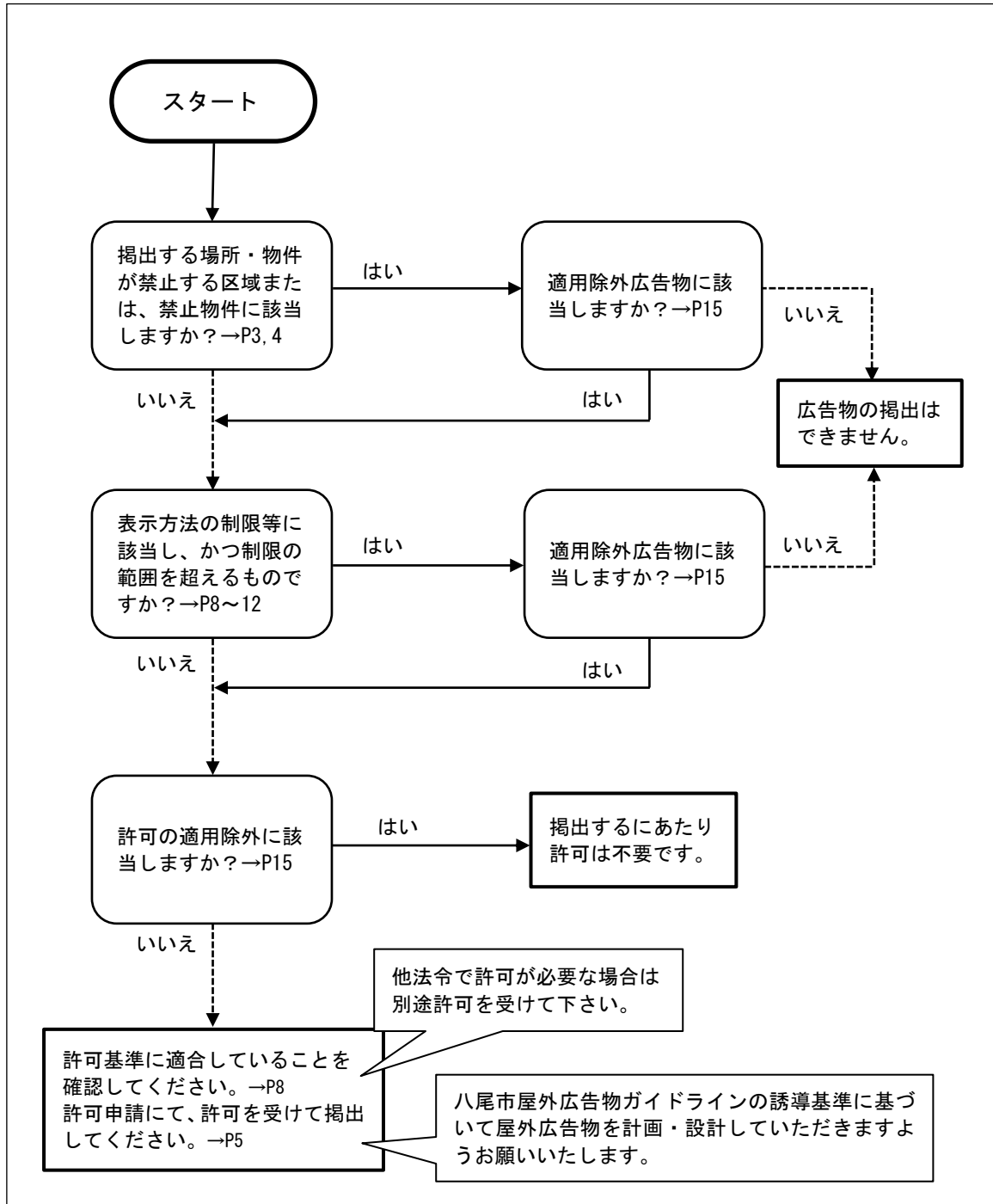
- ・街頭で配布されるチラシなどの定着性のないもの
- ・建築物や自動車の窓ガラス等の内側から貼られたもの
- ・駅、工場、野球場内等で、その構内に入る特定の人を対象とするもの
- ・単に光を発するもの（サーチライトなど）

### ○屋外広告物の種類



## 2 屋外広告物を出す前の確認事項

屋外広告物を掲出する前に、以下のフローチャートに基づき、掲出の可否や許可申請の可否をご確認ください。



### 3 禁止区域（屋外広告物を掲出できない場所） <条例第6条>

- ① 都市計画法の規定による第一種低層住居専用地域及び生産緑地地区
- ② 都市計画法の規定による第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は特別緑地保全地区のうち市長が指定する地域又は場所
- ③ 文化財保護法の規定による以下の区域
  - (1) 重要文化財もしくは国宝又は重要有形民俗文化財に指定された建造物の敷地及びその周辺の地域で市長が指定するもの
  - (2) 史跡、名勝若しくは天然記念物又は特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物の地域
- ④ 大阪府文化財保護条例の規定による以下の区域
  - (1) 大阪府指定有形文化財に指定された建造物の敷地及びその周辺の地域で市長が指定するもの
  - (2) 大阪府指定史跡、大阪府指定名勝又は大阪府指定天然記念物の地域
- ⑤ 八尾市文化財保護条例の規定による以下の区域
  - (1) 八尾市指定有形文化財又は八尾市指定有形民俗文化財に指定された建造物の敷地及びその周辺の地域で市長が指定するもの
  - (2) 八尾市指定史跡、八尾市指定名勝又は八尾市指定天然記念物に指定された地域
- ⑥ 森林法の規定による保安林として指定された森林のある地域で市長が指定するもの
- ⑦ 道路、鉄道、軌道、索道及びこれらに接続する地域で、市長が指定するもの
- ⑧ 古墳及び墓地
- ⑨ 八尾市景観条例に規定する重点地区のうち市長が指定する地域又は場所  
→現在は次の地域が指定されています。

<久宝寺寺内町重点地区>  
久宝寺一丁目から六丁目の各一部  
指定告示日:令和2年12月24日  
施行日:令和3年4月1日



---

#### 4 禁止物件（屋外広告物を掲出できない物件） <条例第7条>

- ① 街路樹及び路傍樹
- ② 橋りょう及び地下道の上屋
- ③ トンネル、高架構造物、道路の分離帯及び道路又は鉄道の擁壁
- ④ 街灯、信号機及び道路標識
- ⑤ 道路上の柵及び駒止
- ⑥ 消火栓及び火災報知機
- ⑦ 郵便差出箱及び公衆電話所
- ⑧ 送電塔及び送受信塔
- ⑨ 形像及び記念碑
- ⑩ 景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めて規則で定める物件

#### 5 禁止広告物（掲出が禁止されている屋外広告物） <条例第8条>

- ① 著しく汚損し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ④ 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

## 6 許可申請等の手続き

### 新規許可申請 <条例第12条> 新たに屋外広告物を掲出する場合

屋外広告物を新たに掲出する場合（許可の適用除外広告物を除く。）は新規許可申請が必要です。

#### [必要書類]

屋外広告物許可申請書（様式第1号）に下表の図書を添付の上、正副各1部を提出してください。

添付書類		摘要
現況カラー写真		設置場所がすべてわかるもので、現況を撮影したもの
付近見取図		方位・敷地の位置及び周辺の状況を示したもの
配置図		建築物・屋外広告物の両方を含んでいるもので、それぞれの位置関係がわかるもの
図面関係	立面図	建築物・屋外広告物の両方を含んでいるもの
	意匠図(カラー)	屋外広告物の色彩(マンセル値)・意匠がわかるもの
	構造図	屋外広告物の構造・取付方法がわかるもの
	配線図	屋外広告物自体に電気設備を使用する場合
その他の図面		必要に応じ市長が必要と認める図面
委任状		申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合
道路占用許可書(写)		突出広告等で、道路等の上空を占用する場合
承諾書		屋外広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし申請書の承諾欄に記入・押印のある場合は不要
その他の書類		

### 継続許可申請 <条例第13条> 継続して屋外広告物を掲出する場合

許可期間満了後も引き続き屋外広告物を掲出する場合は、期間満了の日の7日前までに継続許可申請が必要です。

#### [必要書類]

屋外広告物許可申請書（様式第1号）に下表の図書を添付の上、正副各1部を提出してください。

添付書類		摘要
現況カラー写真		広告表示面がすべてわかるもので、現況を撮影したもの
付近見取図		方位・敷地の位置及び周辺の状況を示したもの
点検報告書及び点検者の資格証等の写し(P13)		高さが4mを超える屋外広告物の場合必要
委任状		申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合
道路占用許可書(写)		突出広告等で、道路等の上空を占用する場合
承諾書		屋外広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし申請書の承諾欄に記入・押印のある場合は不要
その他の書類		



---

**変更許可申請 <条例第 14 条> 種類、形状等を変更する場合**

許可を受けた後、当該屋外広告物を変更、改造、移転する場合は、変更許可申請が必要です。なお、許可期間は現許可の期間満了までです。

**[必要書類]**

屋外広告物許可申請書（様式第 1 号）に下表の図書を添付の上、正副各 1 部を提出してください。

添付書類	摘 要
現況カラー写真	広告表示面がすべてわかるもので、現況を撮影したもの
付近見取図	方位・敷地の位置及び周辺の状況を示したもの
変更の内容がわかる書類	（新規許可申請添付書類参照）
道路占用許可書（写）	突出広告等で、道路等の上空を占用する場合
委任状	申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合
その他の書類	

**変更届 <条例第 14 条> 申請者、管理者等に変更がある場合**

許可を受けた後、申請者、管理者、工事の施行者である屋外広告業者の氏名、住所又は 3 月を超える工事完了予定時期、屋外広告物の掲出期間の変更が生じた場合は、速やかに屋外広告物変更届出書（様式第 2 号）を提出してください。

**工事の完了、中止届 <条例第 16 条・規則第 14 条> 広告物の工事が完了、中止した場合**

許可を受けた屋外広告物の工事が完了・中止した場合は、屋外広告物工事完了等届出書（様式第 6 号）に付近見取図及びしゅん工写真（中止の場合は写真不要）を添えて提出してください。

**屋外広告物の滅失届 <条例第 19 条> 屋外広告物を滅失した場合**

許可を受けた屋外広告物が風化・災害などにより滅失した場合は、屋外広告物滅失届出書（様式第 7 号）を提出してください。

**屋外広告物の除却届 <条例第 22 条> 屋外広告物を除却した場合**

許可期間が満了し継続許可を受けない場合、若しくは許可を取り消された場合は、当該屋外広告物を除却する必要があります。屋外広告物を除却した場合は、屋外広告物撤去届出書（様式第 9 号）に付近見取図及び除却後の写真を添えて提出してください。

## 7 許可申請手数料と許可の期間 <条例第17条・規則第8条>

屋外広告物の許可を受けるためには、広告物の種類や面積に応じた許可申請手数料が必要です。

手数料の納付方法は、窓口で発行する納付書による支払いです。

区 分		金 額	許可期間
アドバルーン		1個につき650円	3月以内
広告幕		1枚につき350円	
立看板等		1枚につき200円	
はり紙又ははり札等		100枚につき250円	
広告塔又は広告板 (広告塔、広告板、建物その他の工作物等に 掲出され、又は表示された 広告物を含む。)	2㎡未満のもの	1件につき450円	2年以内
	2㎡以上5㎡以下のもの	1件につき1,000円	
	5㎡を超えるもの	1件につき1,000円に5㎡を 超える面積が5㎡までごと に1,000円を加算した額	

- ※1 広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあったときは、これらを1件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。
- ※2 はり紙又ははり札等の枚数の計算については、100枚に満たない端数は、100枚とする。
- ※3 この表の規定は、変更の許可又は更新の許可についても適用する。

## 8 許可基準 <条例第15条>

禁止区域以外の地域又は場所において、屋外広告物を掲出しようとする場合には、市長の許可が必要です。

### ○一般の許可基準

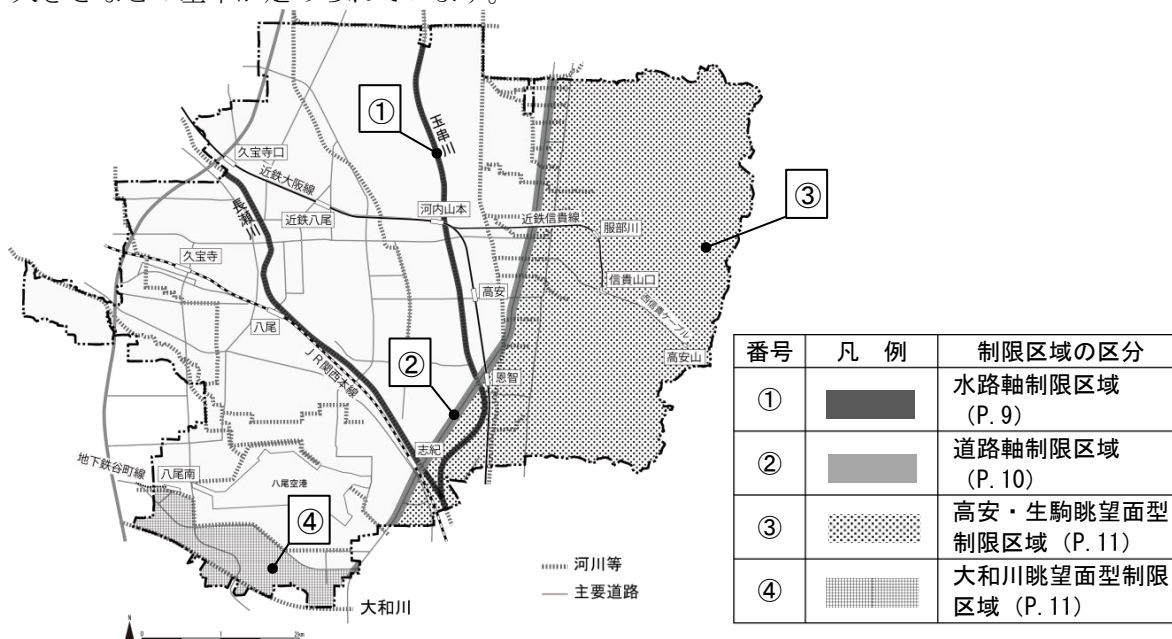
広告物の種類	基準	
屋上広告物	たて	建物の高さの 2/3 以内
	よこ	建物の幅の範囲内
壁面広告物	たて	建物高さの範囲内
	よこ	建物の幅の範囲内

## 9 表示方法等の制限区域 <条例第9条>

八尾市景観計画区域のうち大阪外環状線沿道 50m の区域は、「道路軸制限区域」として路線を中心とする見通しに配慮した表示方法等の制限があります。

また、玉串川・長瀬川沿い両側 25m の区域は「水路軸制限区域」、大阪外環状線東側 50m より東の区域は「高安・生駒眺望面型制限区域」、大和川に沿った区域は「大和川眺望面型制限区域」として遠景に配慮した面的な表示方法等の制限があります。

それぞれの制限区域は、都市計画に定める用途地域等に応じて分類され、屋外広告物の大きさなどの基準が定められています。



○水路軸制限区域（玉串川・長瀬川沿い両側 25m の区域）の許可基準

地域区分	形式		非自家用広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上 広告物	たて	建物の高さの 1/3 以内	建物の高さの 2/3 以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面 広告物	たて	建物の高さの範囲内	建物の高さの範囲内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の 広告物等	表示面積	1 面あたり 10 m <sup>2</sup> 以内	1 面あたり 10 m <sup>2</sup> 以内
		高さ	5m 以内 (地上広告物は 8m 以内)	5m 以内 (地上広告物は 8m 以内)
一般制限区域	屋上 広告物	たて	建物の高さの 1/3 以内	建物の高さの 1/3 以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面 広告物	たて	建物の高さの 1/2 以内	建物の高さの 1/2 以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の 広告物等	表示面積	1 面あたり 7 m <sup>2</sup> 以内	1 面あたり 10 m <sup>2</sup> 以内
		高さ	5m 以内 (地上広告物は 8m 以内)	5m 以内 (地上広告物は 8m 以内)
重点制限区域	屋上 広告物	たて	建物の高さの 1/3 以内	建物の高さの 1/3 以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面 広告物	たて	建物の高さの 1/2 以内	建物の高さの 1/2 以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の 広告物等	表示面積	1 面あたり 7 m <sup>2</sup> 以内	1 面あたり 7 m <sup>2</sup> 以内
		高さ	5m 以内 (地上広告物は 8m 以内)	5m 以内 (地上広告物は 8m 以内)

制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
重点制限区域	・第一種中高層専用住居地域 ・第二種中高層専用住居地域

水路軸制限区域では色彩基準も定められています。

- ・①R（赤）・YR（橙）系の色相：彩度 10 超
- ・②Y（黄）系の色相：彩度 8 超
- ・③その他の色相：彩度 6 超
- ・①, ②及び③の色彩の使用面積を、広告物の表示面積の 1/2 以内とする  
※写真・イラストを用いた広告物についても色彩基準への適合を求める。

○道路軸制限区域（大阪外環状線沿道 50m の区域）の許可基準

地域区分	形 式		非自家用広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上 広告物	たて	建物の高さの 1/3 以内	建物の高さの 2/3 以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面 広告物	たて	建物の高さの範囲内	建物の高さの範囲内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の 広告物等	表示面積	1 面あたり 10 m <sup>2</sup> 以内	規制なし
		高さ	5m 以内 (地上広告物は 10m 以内)	5m 以内 (地上広告物は 10m 以内)
一般制限区域	屋上 広告物	たて	建物の高さの 1/3 以内	建物の高さの 1/3 以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面 広告物	たて	建物の高さの範囲内	建物の高さの範囲内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の 広告物等	表示面積	1 面あたり 7 m <sup>2</sup> 以内	規制なし
		高さ	5m 以内 (地上広告物は 10m 以内)	5m 以内 (地上広告物は 10m 以内)
重点制限区域	X			

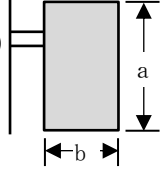
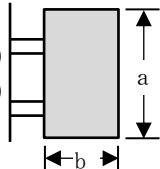
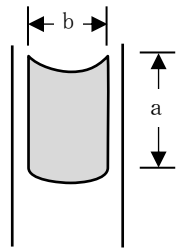
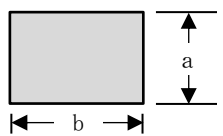
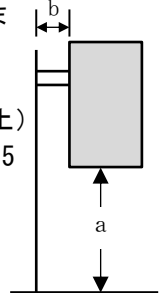
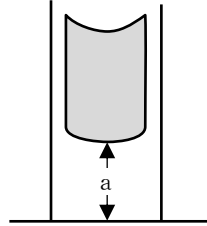
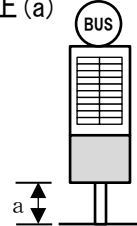
制限緩和区域	・ 商業地域 ・ 近隣商業地域
一般制限区域	・ 第一種住居地域 ・ 第二種住居地域 ・ 準住居地域 ・ 準工業地域 ・ 工業地域 ・ 工業専用地域 ・ 市街化調整区域
重点制限区域	・ 第一種中高層専用住居地域 ・ 第二種中高層専用住居地域

○高安・生駒眺望面型制限区域（大阪外環状線東側 50m より東の区域）及び大和川眺望面型制限区域（大和川に沿った区域）の許可基準

地域区分	形式		非自家用広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上 広告物	たて	建物の高さの 2/3 以内	建物の高さの 2/3 以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面 広告物	たて	建物の高さの範囲内	建物の高さの範囲内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の 広告物等	表示面積	規制なし	規制なし
		高さ	5m 以内 (地上広告物は 10m 以内)	5m 以内 (地上広告物は 10m 以内)
一般制限区域	屋上 広告物	たて	建物の高さの 1/3 以内	建物の高さの 1/3 以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面 広告物	たて	建物の高さの範囲内	建物の高さの範囲内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の 広告物等	表示面積	1 面あたり 7 m <sup>2</sup> 以内(市街化調整区域) 規制なし(その他)	規制なし
		高さ	5m 以内 (地上広告物は 10m 以内)	5m 以内 (地上広告物は 10m 以内)
重点制限区域	屋上 広告物	たて	建物の高さの 1/3 以内	建物の高さの 1/3 以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面 広告物	たて	建物の高さ範囲内	建物の高さの範囲内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の 広告物等	表示面積	1 面あたり 7 m <sup>2</sup> 以内	規制なし
		高さ	5m 以内 (地上広告物は10m以内)	5m 以内 (地上広告物は 10m 以内)

制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
重点制限区域	・第一種中高層専用住居地域 ・第二種中高層専用住居地域

電柱や停留所標識は、広告物の表示方法が制限される物件であり、これらを利用する場合、次の規制がかかります。禁止区域内や許可区域内で電柱等に広告物を表示・掲出しようとする場合は、この規制内容が許可基準となります。（適用除外広告物を除く。→P15）

	電柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	<p>①府及び知事の管理する道路の電柱に取り付ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縦 1.2m以内(a)</li> <li>・横 0.45m以内(b)</li> </ul>  <p>①以外の道路の電柱に取り付ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縦 2.0 m以内(a)</li> <li>・横 0.5 m以内(b)</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦 1.5m以内(a)</li> <li>・横 電柱の円周の範囲内(b)</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦 0.45m以内(a)</li> <li>・横 0.45m以内(b)</li> </ul> 
掲出位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上から最下端までの距離 4.5m以上(a)（歩道上3.0m以上）</li> <li>・電柱との間隔0.15m以内(b)</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上から最下端までの距離 1.2m以上(a)</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上から最下端までの距離 0.7m以上(a)</li> </ul> 
掲出数	電柱1本につき1個	電柱1本につき1個 （道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。）	2面以内 （進行車両の非対向面・歩道側面に限る）
色彩等	<p>①地色は、電柱を利用する広告物等にあつては白色又は白以外の色で彩度が低いもの、停留所標識を利用する広告物等にあつては赤色、黄色その他これらに類する色以外の色</p> <p>②蛍光塗料以外の塗料</p> <p>※①、②とも看板の場合に限っての制限</p>		

---

## 11 維持管理・点検

### 管理者の設置・届出 <条例第18条>

屋外広告物の適正な管理と安全性の確保を図るため、許可に係る屋外広告物を設置したときは、必ず当該屋外広告物の管理者を置き、その旨届出なければなりません。(はり紙、はり札、広告旗、立看板等の軽易な広告物を除く。)

また、管理者についての届出内容に変更があった場合には、変更の届出が必要です。(→P6)

### 管理義務 <条例第20条>

屋外広告物の設置者等は、広告物や掲出物件に関し、補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

### 点検 <条例第21条>

許可に係る屋外広告物であって、高さが4mを超えるものは、2年以内ごとに下記のいずれかの者による点検をしなければなりません。

<自主点検を行う者の資格>

- ① 屋外広告士
- ② 特殊電気工事資格者（ネオン工事資格者に限る。）
- ③ 屋外広告業の事業者団体が実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

継続許可の申請の際には、上記の者による点検の結果を市に報告しなければなりません。

### 除却義務 <条例第22条>

屋外広告物の設置者等は、広告物が不要となった場合、又は許可期間が満了した場合、若しくは許可が取り消された場合は、当該屋外広告物を遅滞なく除却しなければなりません。また、除却した場合には、その旨を届け出なければなりません。(→P6)

---



## 12 その他関係法令

屋外広告物を掲出するにあたっては、屋外広告物条例のほかに次のような関係法令の手続きが必要です。

事 項	必要な許可等の種類 (根拠法令)	お問い合わせ先
突出看板等を道路上空へ掲出する場合	道路占用許可 (道路法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道事務所 (主要国道)</li> <li>・ 土木事務所 (府道、一部国道)</li> <li>・ 土木管財課 (市道)</li> </ul>
突出看板等を道路上空へ掲出する場合、道路上で工事または作業する場合	道路使用許可 (道路交通法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所轄警察署</li> </ul>
工作物自体の高さが4mを超える物件を設置する場合	工作物確認 (建築基準法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査指導課</li> </ul>
設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備を設置する場合	ネオン管灯設備設置の届出 (消防法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所轄消防署</li> </ul>
アドバルーンを掲出する場合	水素ガスを充てんする気球の設置届 (消防法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所轄消防署</li> </ul>
	許可又は届出 (航空法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪航空局八尾空港事務所</li> </ul>

### 13 規制を受けない広告物 <条例第10条>

次に掲げる広告物については、各種の規制（禁止物件、禁止地域等、許可、表示方法等の制限区域、表示方法等の制限物件）の適用が全部又は一部除外されます。

広告物の種類	除外の内容	面積・大きさ	掲出位置	その他
(1) 他の法令の規定により表示・設置するもの	許可不要  除外内容 ・禁止物件 ・禁止区域 ・表示方法等の制限区域 ・表示方法等の制限物件			
(2) 道先案内図その他公共上必要なもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示・設置するもの				
(3) 自家用広告物		表示総面積 7㎡以内		
(4) 冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの				
(5) 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のためその会場の敷地内に表示するもの				
(6) 電車、自動車その他移動するものに表示するもの				
(7) 自己の管理する土地又は物件に当該土地又は物件の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件 〔危険に対する注意を促す看板など自己の管理する土地・物件に管理上の必要に基づき表示するもの〕	許可不要  除外内容 ・禁止区域	7㎡以内	地上から最上端まで5m以内	
(8) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物又は掲出物件 〔公共上必要な施設・物件に寄贈者名などを表示する広告物〕		・0.5㎡以内 ・表示方向から見て当該施設等の外郭線内を一平面とみなした場合の平面20分の1以内		
(9) (7)(8)以外の営利を目的としない広告物又は掲出物件 〔政治団体、自治会などの非営利団体が営利を目的としない行事や集会などを周知するために掲出する広告物〕		(1)はり紙、はり札 縦 1.2m以内 横 0.8m以内 (2)立看板 縦 2.0m以内 (脚部を含む) 横 1.5m以内		明示事項 ・設置者又は管理者の氏名、名称及び連絡先 ・表示期間の始期終期
(10) 公共団体、自治会、商店街振興組合、特定非営利活動法人等が、その行う地域における公共的な取組の費用の一部に充てるため、他者との契約に基づき表示する広告物又は掲出物件	許可必要  除外内容 ・禁止物件 ・禁止区域 ・表示方法等の制限物件	P16 参照		
(11) 道先案内図その他公衆の利便に供する広告物又は掲出物件 〔学校や病院など多数の人々が利用する施設への案内板や誘導広告物〕	許可必要  除外内容 ・禁止区域	5㎡以内	地上から最上端まで5m以内	掲出個数は2個まで
(12) 電柱又は停留所標識を利用する広告物（※表示方法等の制限区域の適用は受けません）		P12 参照		
(13) 規則で定めるはり紙、はり札又は立看板であって、掲出期間が30日を超えないもの	許可不要	(1)はり紙、はり札 縦 1.2m以内 横 0.8m以内 (2)立看板 縦 2.0m以内 (脚部を含む) 横 1.5m以内		明示事項 ・設置者又は管理者の氏名、名称及び連絡先 ・表示期間の始期終期（30日以内）

## 14 公共施設等への屋外広告物の表示・掲出 <条例第10条2項>

次に掲げる広告物等は、各種の規制（禁止物件、禁止区域、許可区域、表示方法等の制限区域）の適用が除外され、市長の許可を得たうえで公共施設等への掲出が可能となります。

- ① 以下の【活動主体】が行う【地域における公共的な取組み】に要する費用に充てるための広告物等

### 【活動主体】

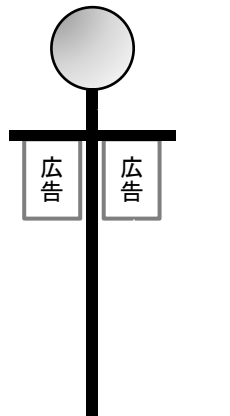
- |                                  |                                  |                                     |
|----------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 自治会     | <input type="checkbox"/> 商店街振興組合 | <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人  |
| <input type="checkbox"/> 公共交通事業者 | <input type="checkbox"/> 公共団体    | <input type="checkbox"/> その他地域の活動主体 |

### 【地域における公共的な取組み】

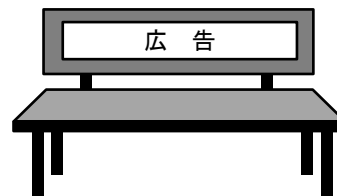
- 道路の清掃・美化活動
- 街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理
- 公共団体と地域住民等が一体となって開催する催物
- 道路環境の向上その他営利を主たる目的としない事業又は活動で、道路の通行者又は利用者の利便性の向上、地域の活性化、にぎわいの創出等に寄与するもの
- 防犯等地域における公共的な取組み

- ② 市が管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用に充てるため、【広告主との契約に基づき】掲出する広告物等

(禁止物件である) 街灯への広告掲出例



(禁止区域にある) ベンチへの広告掲出例



---

## 15 その他の注意事項

### 違反広告物に対する措置 <条例第23条～25条>

条例に違反した広告物については、その所有者等に対し改修、移転、除去等の措置を勧告することがあります。

また、これに応じないときは、許可の取り消しや強制的な除去を命ずることがあります。

### 報告の徴収及び立入検査 <条例第33条>

条例の目的を達するため特に必要がある場合には、報告を求めると立入検査を実施することがあります。

### 罰則 <条例第57条～62条>

条例に違反した場合には、1年以下の懲役や50万円以下の罰金などに処せられることがあります。

また、違反行為を行った行為者だけでなく、雇用主や掲出を指示した者に対しても罰則の規定が適用されます。

---

## 16 屋外広告業の登録等 <条例第35条、第36条、第39条、第41条、第44条、第49条>

八尾市内で屋外広告業を営もうとする方は、市長の登録を受けなければなりません。

### 登録が必要な場合

八尾市内において業として広告物の表示又は掲出物件の設置の工事等を行おうとする場合は登録が必要です。

### 業務主任者

登録を受けようとする方は、営業所ごとに以下のいずれかを満たす者を業務主任者として選任しなければなりません。

- ① 登録試験機関の行う試験に合格した者(屋外広告士を含む)
- ② 都道府県や政令指定都市、中核市が行う講習会の課程を修了した者
- ③ 広告美術仕上げに関する準則訓練修了者、職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者

業務主任者は、以下の業務の総括を行います。

- ① 条例その他広告物の表示及び設置に関する法令の規定の遵守に関する業務
- ② 広告物の表示及び設置に関する工事の適正な施工その他安全の確保に関する業務
- ③ 営業所ごとに備える帳簿の記載及び帳簿の保存に関する業務
- ④ 上記のほか、業務の適正な実施の確保に関する業務

### 登録の有効期間・手数料

登録の有効期間は5年間です。継続して営業する場合は、更新の登録が必要です。なお、登録手続きには新規・更新登録ともに登録手数料(1万円)が必要です。

### 登録事項の変更・廃業

登録を受けた後に登録事項を変更する場合や、市内での屋外広告業を廃業する場合は、届出が必要です。

### 大阪府知事の登録を受けた場合

大阪府屋外広告物条例による屋外広告業の登録を受けた場合は、八尾市長の登録は効力を失います。八尾市内で引き続き屋外広告業を営む場合は、屋外広告業の特例届出が必要です。(→P.19)

## 17 屋外広告業の特例届出 <条例第49条>

大阪府知事に屋外広告業の登録を受けた方が八尾市内で屋外広告業を営む場合、八尾市に府の登録業者である旨を届け出ること、市の登録業者とみなされる特例届出制度があります。

### 特例届出 必要書類

特例屋外広告業届出書（様式第26号）に下表の図書を添付の上、正副各1部を提出してください。

添付書類	摘要
大阪府の登録通知書の写し	有効期限内のもの (大阪府の「登録証明書」の写しも可)
大阪府に提出した登録申請書の写し	上記の登録通知書に対応したもの (登録の有効期間内に登録事項の変更を行った場合は、登録事項変更届出書の写しも併せて提出してください。)
業務主任者の資格を証する書類	屋外広告士登録証、講習会修了証書などの写し
委任状	届出者が当該届出手続きを代理人に委任する場合
その他の書類	

大阪府知事の登録を更新するなど、特例届出事項に変更があった場合は、変更後速やかに市へ届出てください。

### 届出内容の変更 必要書類

特例屋外広告業届出事項変更届出書（様式第27号）に下表の図書を添付の上、正副各1部を提出してください。

変更のあった届出事項	添付書類
大阪府の登録の有効期限 (大阪府の登録を更新したとき)	大阪府の登録通知書の写し 当該登録通知書に対応する登録申請書の写し 委任状その他
大阪府の登録事項 (営業所・業務主任者の事項の変更を除く)	上記の登録通知書に対応したもの (登録の有効期間内に登録事項の変更を行った場合は、登録事項変更届出書の写しも併せて提出してください。) 委任状その他
市内で営業する営業所の変更 市内で営業する営業所の追加・削除	大阪府に提出した登録事項変更届出書の写し 登記事項証明書 委任状その他
市内で営業する営業所の業務主任者の変更 市内で営業する営業所の追加・削除	大阪府に提出した登録事項変更届出書の写し 業務主任者の資格を証する書類 委任状その他

---

## 屋外広告物に関する問い合わせ先

○屋外広告物の規制内容及び許可、  
八尾市の屋外広告業の登録又は  
特例届出の詳細について



八尾市都市整備部都市政策課  
電話：072-924-3850  
toshiseisaku@city.yao.lg.jp

○大阪府の屋外広告業の登録の詳  
細について



大阪府住宅まちづくり部  
建築指導室建築企画課  
電話：06-6210-9718

屋外広告物のてびき

平成30年(2018)3月策定 令和3年1月改訂

編集・発行 八尾市都市整備部都市政策課 刊行物番号 R2-152

住所：〒581-0003 大阪府八尾市本町1-1-1

TEL：072-924-3850 FAX：072-924-0207 E-mail：toshiseisaku@city.yao.lg.jp

八尾市ホームページ：http://www.city.yao.osaka.jp/